

直結増圧給水実施要領

八千代市上下水道局

(目的)

第1条 この要領は、直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）を使用する給水方式の取扱いを定めるものとし、給水サービスの向上と適正な施行を図ることを目的とする。なお、この要領に定めのないものについては、「直結給水システム導入ガイドラインとその解説」（厚生省生活衛生局環境部水道整備課監修）によるものとする。

(定義)

第2条 直結増圧式給水方式とは、中高層の建物に対して貯水槽を経由せず、給水装置に増圧装置を設置して直接給水するシステムをいう。

(対象建物)

第3条 対象とする建物は、増圧装置の口径が75mm以下とする。

なお、災害時、事故等による断減水時に給水の確保が必要な施設、一時に多量の水を必要とする施設等でストック機能が必要な建物、配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量・水圧を必要とする施設、また、有害な物質を使用する工場等で逆流によって配水管の水を汚染する恐れのある施設は貯水槽方式による給水とする。

(給水管の分岐口径)

第4条 口径50mm以下の増圧装置の場合、分岐可能な給水管口径は、分岐される配水管口径より小口径とする。ただし、分岐する配水管口径が50mmの場合、管網が形成されていること。

2 口径75mmの増圧装置の場合、分岐する配水管の口径は、付近の配水管及び周辺に及ぼす水圧の影響を考慮して、給水管口径の2サイズ（150mm）以上とする。なお、送水管からの給水管分岐は不可とする。

(他の給水方式との併用)

第5条 直結直圧方式と併用する場合は、ポンプ起動時に起こる給水管内の水圧低下を考慮し、直結直圧給水部分の階高は2階までとする。

(増圧装置)

第6条 増圧装置の口径は75mm以下とし、その選定等については、次の各号に掲げる事項によること。

(1) 増圧装置の選定

増圧装置の選定は、安定した給水を確保するため、建物の瞬時最大給水量及び給水する高さ（揚程）等を把握し、過度にならない範囲で、その目的に合った性能の機種を選定すること。

(2) 増圧装置の仕様

増圧装置は、水道法に基づく給水装置の構造及び材質の基準に適合し、配水管への影響が極めて小さく、安定した給水が出来るものであること。

(3) 増圧装置の設置

増圧装置の設置にあたっては、配水管及び周辺家屋に悪影響を与えず、安定した給水が確保され、かつ、当該装置の機能を有効に活用できる適切な設置場所とすること。

(給水管口径の決定)

第7条 直結増圧式給水方式における給水管口径の決定にあたっては、使用実態に沿った瞬時最大給水量を的確に把握する。

また、口径決定の手順は、建物内の瞬時最大給水量を把握し、その水量を給水できる性能を有する増圧装置を選定し、さらに給水管の管内流速を2 m/sec以下とし、その水量に応じた給水管取出し口径等を決定すること。

(逆流防止装置)

第8条 逆流防止装置は、給水の安全性を確保する手段として設置するものであり、次の各号に掲げる事項によること。

(1) 基本事項

逆流防止装置は、水道法に基づく給水装置の構造及び材質の基準に適合したものでなければならない。

(2) 逆流防止装置の選定

建物の用途、装置の特性及び水の使用実態にかなう、逆流防止装置の選定が必要である。

(3) 設置方法

逆流防止装置は、給水の安全性を確保するために、最も効果的な箇所に設置する必要がある。

(4) 設置場所

逆流防止装置の設置は、施工性、保守管理の容易性等を考慮し、逆流による汚濁、汚染の恐れのない場所を選定しなければならない。

(メータの設置)

第9条 メータの設置は八千代市水道事業給水条例施行規定第3条の規定による。

(既設建物の直結増圧式給水方式)

第10条 給水方式を貯水槽方式から直結増圧式給水方式に切替える場合は、申請者は、既存給水設備の配管形式、配管材料などの劣化状況及び耐水圧などを事前に調査するものとする。

(共用給水栓の設置)

第11条 増圧装置の故障、修理及び停電等に備え、直結直圧式の共用給水栓を設置すること。

(保守点検)

第12条 増圧装置設置者は、増圧装置及び逆流防止装置を必ず年1回以上機能等を適正に保つよう保守点検をすること。

また、点検結果については、記録保存するものとする。

2 前項に規定する保守点検については、管理会社と保守点検契約を締結し、「保守点検契約書」の写しを提出するものとする。

(事前協議)

第13条 直結増圧式給水方式により給水を受けようとする者は、給水装置工事の申込申請を行う前に、直結増圧式給水事前協議申請書(第1号様式)により、事前協議を行うものとする。

2 事前協議に基づき、管理者は直結増圧式給水の可否について調査し、直結増圧式給水事前調査報告書(第2号様式)により回答するものとする。

3 申請を行う者は、可否の結果に基づいて、給水装置工事の設計を行うものとする。

(給水装置工事の申込)

第14条 直結増圧式給水方式が可能となり、給水装置工事の申込申請をする場合は、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 直結給水用増圧装置設置条件承諾書(第3号様式)

(2) 水理計算書

(費用負担)

第15条 増圧装置を含む給水装置工事は、全て設置者等の負担とする。

また、保守点検及び修繕等に係る費用についても同様である。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。